

教 職 第 9 9 3 - 2 号
平成 3 0 年 1 月 2 4 日

各市町村立学校長 様

教育局教育総務部教職員課長

配偶者控除の見直しに係る小中学校県費事務システムへの入力について（通知）

給与支給事務については、日頃格別の御協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、平成 3 0 年 1 月 1 0 日付け教職第 9 5 0 - 3 号「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し」において、見直しに係る小中学校県費事務システム（以下「システム」という。）への入力方法については別途通知するとしたところです。

このたび、システムへの入力方法を別添のとおり案内しますので、事務処理に支障のないようお願いします。

記

○ 配偶者控除の見直しに係る主な留意事項

システムにより報告する必要があるのは、配偶者が新たに改正後の所得制限に適合することとなった職員となります。

（例）平成 2 9 年は所得が 3 8 万円を超えていたため、配偶者控除の対象ではなかったが、平成 3 0 年は所得（の見積額）が 8 5 万円以下のため配偶者控除の対象となる職員は報告の必要があります。

※ 改正前も配偶者控除を受けており、改正後も配偶者控除を受ける職員は報告の対象ではありません。

<参考>

配偶者控除所得制限（改正前）

職員本人の所得金額：無制限

配偶者合計所得金額：3 8 万円以下（給与収入 1 0 3 万円以下）

配偶者控除所得制限（改正後）

職員本人の所得金額：9 0 0 万円以下（給与収入 1, 1 2 0 万円以下）

配偶者合計所得金額：8 5 万円以下（給与収入 1 5 0 万円以下）

担当 給与管理担当

平成30年以降の配偶者控除について（手引き） 【給与修正報告1，4（給与基本報告2）】

この説明書は、平成30年から変更となった配偶者控除について、小中学校県費事務システムの所得税区分をどのように入力するかを説明しています。

主に下記3パターンのいずれかに該当する場合、配偶者を扶養控除等（異動）申告書で控除の対象として申告することができます。

なお、以降の説明は他の扶養親族はいないものとして説明していますので、御注意ください。

(1)職員本人の所得が900万円以下、かつ配偶者の所得が85万円以下の場合

→配偶者を扶養親族として申告できます。下記の（1）を参照してください。

(2)職員本人の所得が900万円以下、配偶者の所得が38万円以下で障害者の場合

→配偶者を扶養親族として申告できるとともに、障害者控除を申告できます。

下記の（2）を参照してください。

(3)職員本人の所得が900万円を超えているが、配偶者の所得が38万円以下で障害者の場合

→配偶者を扶養親族として申告することはできませんが、障害者控除を申告できます。

下記の（3）を参照してください。

まずは、給与修正報告1，4（給与基本報告2）を開いてください。

小中学校県費事務システム ポータル

テーマ選択: オレンジ

彩の国中学校 研修01

給与報告システム	非常勤システム
給与修正報告1, 4(給与基本報告2)	基本情報マスタ
給与修正報告2, 3	勤務実績登録
勤務実績報告1	
通勤手当支給報告	旅費システム
通勤手当返納報告	旅費支給額
通勤手当支給・返納確認	旅費口座登録
給与等の口座振替報告	
給与等減額報告	帳票データ
日割計算報告	帳票データ検索
期末通勤手当報告	
児童手当報告	
扶養親族報告	
給与基本情報	
扶養手当履歴情報	
通勤手当履歴情報	
住居手当履歴情報	
控除金情報(社会保険)	
控除金情報(所得税、住民税)	
所属情報	

パスワード変更

ログアウト

(1) 職員本人の所得が900万円以下、かつ配偶者の所得が85万円以下の場合

例) 本人所得金額：800万円 配偶者所得金額：50万円（70歳未満の場合）

給与修正報告1、4（給与基本報告2）

所属所コード *	51X51	彩の国中学校				
職員番号 *	990101	埼玉 太郎				
支給開始年月日	○例の場合 配偶者一般で報告ができます。 配偶者が老人区分(70歳以上)に該当する場合は、配偶者老人で報告してください。					
*支給開始年月日は、遡及す						
扶養手当	住居手当					
配偶者	ある子	区分 家賃額				
所得税申告区分						
00 該当なし						
配偶者	控除対象扶養親族					
一般	老人	一般	特定	同居老親	同居以外老人	年少扶養親族
1	0	0	0	0	0	0
障害者等						
一般	同居特別	同居以外の特別				
0	0	0				

※ 注意事項 ※

平成30年から例月給与で報告できる扶養親族等の数が、源泉控除対象配偶者（本人所得900万円以下、かつ配偶者所得85万円以下）及び控除対象扶養親族の数になりました。

平成29年まで控除対象配偶者として報告していた配偶者について、上述の所得制限に適合しない場合は、配偶者の数を0で報告してください。

平成30年から適用される源泉控除対象配偶者を除く控除対象配偶者（本人所得1,000万円以下、かつ配偶者所得38万円以下）に該当する場合は、年末調整時にのみ報告を行ってください。

そのため、平成30年分の「扶養控除等（異動）申告書」は、控除対象配偶者の欄がなくなり、源泉控除対象配偶者の欄が新たに設けられています。

(2) 職員本人の所得が900万円以下、配偶者の所得が38万円以下で障害者の場合

例) 本人所得金額: 650万円

配偶者所得金額: 30万円(70歳未満であり、一般の障害者)

給与修正報告1、4(給与基本報告2)

所属所コード*	51X51	彩の国中学校
職員番号*	990101	埼玉 太郎

支給開始年月日	支給終了年月日
年 月 日	年 月 日

*支給開始年月日は、遡及する場合のみ入力する

扶養手当				住居手当	
配偶者	父母等	子	特定期間にある子	区分	家賃額

所得税申告区分						
00 該当なし						
配偶者		控除対象扶養親族				
一般	老人	一般	特定	同居老親	同居以外老人	年少扶養親族
1	0	0	0	0	0	0
障害者等						
一般	同居特別	同居以外の特別				
1	0	0				

〇例の場合

平成30年から新たに設定された「源泉控除対象配偶者(本人所得900万円以下、配偶者所得85万円以下)」に該当するため、配偶者一般(70歳未満)により報告できます。

また、平成30年から新たに設定された「同一生計配偶者(本人所得無制限、配偶者所得38万円以下)」に該当し、かつ配偶者が一般の障害者であるため、併せて障害者控除も受けることができます。

※ 障害者控除を申告できる配偶者は、「同一生計配偶者(本人所得無制限、配偶者所得38万円以下)」のみとなります。

配偶者の所得が38万円を超えている場合は、障害者の申告をすることができません。

その他扶養親族の障害者控除取扱いについては、昨年と同様です。

- (3) 職員本人の所得が900万円を超えているが、配偶者の所得が38万円以下で障害者の場合
 例) 本人所得金額：1,000万円
 配偶者所得金額：15万円(70歳未満であり、一般の障害者)

給与修正報告1、4(給与基本報告2)

所属所コード*	51X51	彩の国中学校
職員番号*	990101	埼玉 太郎

支給開始年月日	支給終了年月日
年 月 日	年 月 日

*支給開始年月日は、遡及する場合のみ入力する

扶養手当				住居手当	
配偶者	父母等	子	特定期間にある子	区分	家賃額

所得税申告区分
00 該当なし

配偶者		控除対象扶養親族				
一般	老人	一般	特定	同居老親	同居以外老人	年少扶養親族
0	0	0	0	0	0	0
障害者等)						
一般	同居特別	同居以外の特別				
1	0	0				

○例の場合

本人所得が900万円を超えているため、「源泉控除対象配偶者(本人所得900万円以下、配偶者所得85万円以下)」の申告はできません。

しかし、「同一生計配偶者(本人所得無制限、配偶者所得38万円以下)」には該当し、かつ配偶者が一般の障害者であるため、障害者控除を受けることができます。

以上で説明は終了となります。

平成30年の改正により、本人及び配偶者の所得金額によって受けられる控除が異なります。扶養控除等(異動)申告書を作成の際は、所得金額の確認に漏れがないかご注意ください。

教職員課給与管理担当